

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める
意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の乱用、依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、ある統計では、市販薬のオーバードーズによる救急搬送が2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めている。また、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多い。実際、市販薬の過剰摂取で疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待して、より過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全、さらには心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、乱用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。

よって、政府においては、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 現在、乱用等のおそれがある6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（中高生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、副作用などの説明についても必須とすること。
- 2 若者への市販薬の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明とあわせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 乱用等のおそれがある市販薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
孤独・孤立対策担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津亮一

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の
一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定された。我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできた。

我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものである。

実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取組を進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を生かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

よって、政府においては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の地域の循環資源や、木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や、行動変容を促すアプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

内閣総理大臣
経済産業大臣 宛て（各通）
環境大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 大津 亮 一

医薬品や医療機器の安定供給確保並びにイノベーション推進を 求める意見書

後発医薬品の市場が拡大する中、令和2年以降、一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療機器の製造や出荷の停止・縮小が広範に行われている。その結果、医療機関や薬局において、必要な量の医薬品が全国的に入手困難となっている状況が続いている。

この間、医療機関や薬局においては、供給不足となっている医薬品を同一の効能を持つ他の薬に変更するといった対応が取られているものの、今なお深刻な供給不足が続いている。またコロナ禍において、ワクチンや治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国の創薬力の低下も明らかとなっている。

医薬品や医療機器の安定供給は、国民の命に影響を与える重要な課題であることから、現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたり、医薬品や医療機器の増産や開発を促す支援を行う必要がある。

よって、政府においては、国民の安全で安心な暮らしを支える地域の医療機関や薬局へ医薬品や医療機器を安定して供給するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 国が製薬会社や医薬品卸売事業者の製造・在庫・流通状況を迅速かつ正確に把握できる仕組みの構築と、医薬品や医療機器の供給継続等に必要な指導を実施できる体制を構築すること。
- 2 薬価改定が供給体制に与える影響を踏まえ、現下の薬価制度の見直しによるイノベーションの推進と医薬品の増産等に必要な人件費や設備投資への支援を拡充するなど、適正で安定したサプライチェーンの構築や創薬力の強化が図られる財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

内閣総理大臣
財 務 大 臣 宛て（各通）
厚生労働大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 大 津 亮 一